

土浦平和の会

ニュースNO・51 1999年10月

発行 土浦平和の会
事務局 土浦市神立町2664-2
TEL 31-9122

新ガイドラインと有事立法の危険な内容を学び運動のエネルギーにしよう

高橋栄一

日米間ではすでに安保条約第5条の日米共同作戦体制を具体化するものとして「日米防衛協力のための指針」（旧ガイドライン）が、1978年につくられていました。いままでのガイドラインは、ソ連が日本に攻めてきたとき、どう日米が軍事的に共同するかを定めたものですが、もうソ連も崩壊したので古くさくなった。これからは、日本への侵略とは関係のない、たとえばアジア太平洋で、ならず者国家が勝手なことをやるのを日米が軍事的に協力してどう抑えるかのガイドラインをつくらなければならない。それがガイドライン見直しだとアメリカはいます。ところが、アジア太平洋で実際に勝手なことをやっているのはアメリカです（ベトナム、パナマ、グレナダ、イラクetc.）。アメリカはいつ軍事紛争を起こすかわかりません。そうなったときに、日本を全面的に軍事協力させるために行われているのがガイドライン見直しの本質ではないでしょうか。

たとえば、新ガイドラインでは、自衛隊は、公海上の米艦船にたいして、武器・弾薬の輸送までおこない、戦争中の米軍にたいして、相手国の軍事情報を逐次提供し、公海上で機雷の除去をやってあげたり、敵国の船舶を調査したりする軍事行動にうって出ます。こういったことは自衛隊による武力行使にあたるわけで、憲法違反です。こんなことをすれば、日本はまさにアメリカの起こす戦争に巻き込まれることになります。

また、自衛隊とその施設だけでなく民間空港・港湾の使用と広範な民間企業・労働者の米軍協力が要求され、アメリカの戦争に日本国民、日本の経済力を総動員しようというものです。

自民党と防衛庁はガイドラインを実行するために有事立法を策定し、来年の通常国会に提出する方針です。憲法の平和原則と国民の基本的な人権を決定的にじゅうりんすることは、絶対に許せない、そういった運動を、危険な内容をよく学習して地域のすみずみから起こしていくことが大切だと思います。

新ガイドライン・有事立法反対の 新聞意見広告の賛同者募集中

- 1、掲載紙 朝日新聞または毎日新聞
- 2、掲載日 11月上旬
- 3、賛同募金 1口 1,000円
団体 10,000円
- 4、締切 10月末日
土浦平和の会事務局一理事 または
県平和委員会事務局で受け付けています

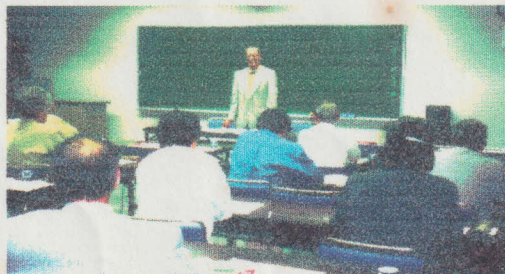
新ガイドライン、有事立法学習会

10月17日水戸市民会館

講師 内藤 功（弁護士参議院議員）

県平和委・県革新懇・県安保実行委共催

本格的なたたかいが始まるという時です。土浦では9日26日おこなわれましたが都呂で参加できなかった方、もっと知りたい懇は、ぜひご参加ください。みんなで学び、運動のエネルギーをたくわえましょう。



土浦9・26「ガイドライン」学習会

行事ごよみ

- 10月 5日 県平和委理事会（石岡青少年研修会館）
- 10月14日 土浦平和の会理事会（1中地区公民館）
- 10月17日 ガイドライン講演会（水戸市民会館）
- 10月21日 安保破棄諸要求貫徹県民集会（水戸市・つくば）
- 11月16日 諸要求貫徹中央集会
- 11月21～24 日本平和大会（沖縄）